

令和元年8月23日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第39号 草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第40号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第41号 草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第42号 草津市教育振興基本計画（第3期）の策定について草津市教育振興基本計画策定委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

議第39号

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則
案

上記の議案を提出する。

令和元年8月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成27年草津市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条第1項、第4条第3項、第5条第1項、第6条第2項および第7条第2項を除く。）中「日単位利用」および「常時利用」を削る。

第2条中第1項を削り、第2項を第1項とする。

第4条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第3項とする。

第5条第1項を削り、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項を同条第1項とし、同条第3項を削る。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項中「第3号」を「第2号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第5号」を「第3号」に改め、同項を同条第2項とする。

別記様式を次のように改める。

別記

様式第1号 (第6条第1項関係)

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 _____ 印

住所 _____

下記のとおり、預かり保育の利用を申込みます。

子ども	ふりがな	学年	歳児	クラス	組
	氏名	生年月日			
保護者	ふりがな	続柄	ふりがな	続柄	
	氏名		氏名		
	預かり保育を利用する理由:		預かり保育を利用する理由:		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

様式第2号(第7条第1項関係)

年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育承認書

保護者氏名 _____ 様
子ども氏名 _____ 様

草津市教育委員会

申込みのあった預かり保育の利用を承認します。

ただし、以下に掲げる場合は利用できません。

- ・ 教育時間終了時に降園させることができるようになった場合
- ・ 預かり保育料の滞納がある場合
- ・ 利用定員を超えている場合

様式第3号（第7条第2項関係）

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育不承認に関する通知書

年 月 日

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

子ども	ふりがな 氏名	生年月日	
不承認 理由			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の第6条および第7条の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手続きその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成27年草津市教育委員会規則第18号）

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条（略） （預かり保育実施施設）</p> <p>第2条</p> <p>条例第8条第1項に規定する預かり保育（以下「預かり保育」という。）は、次に掲げる施設で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 草津市立玉川幼稚園 (2) 草津市立常盤幼稚園 (3) 草津市立笠縫東こども園 (4) 草津市立志津こども園 (5) 草津市立山田こども園 <p>第3条（略）</p>	<p>第1条（略） （預かり保育実施施設）</p> <p>第2条 <u>条例第8条第1項第1号に規定する常時利用預かり保育</u>（以下「<u>常時利用預かり保育</u>」という。）は、次に掲げる施設で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>草津市立玉川幼稚園</u> (2) <u>草津市立常盤幼稚園</u> <p>2 <u>条例第8条第1項第2号に規定する日単位利用預かり保育</u>（以下「<u>日単位利用預かり保育</u>」という。）は、次に掲げる施設で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 草津市立玉川幼稚園 (2) 草津市立常盤幼稚園 (3) 草津市立笠縫東こども園 (4) 草津市立志津こども園 (5) 草津市立山田こども園 <p>第3条（略）</p>

改正後（案）	現行																		
<p>(預かり保育の実施日および実施時間)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 預かり保育の実施日および実施時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="226 555 1120 847"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育課程の実施日</td> <td>午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>教育課程の実施日以外の預かり保育実施日</td> <td>午前8時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が預かり保育を実施することが適当でないとする日は、預かり保育を実施しないことができる。</p>	実施日	実施時間	教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで	教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時から午後4時30分まで	<p>(預かり保育の実施日および実施時間)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 <u>常時利用</u>預かり保育の実施日および実施時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 555 2034 847"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育課程の実施日</td> <td>午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>教育課程の実施日以外の預かり保育実施日</td> <td>午前8時から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>日単位利用</u>預かり保育の実施日および実施時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 951 2034 1193"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育課程の実施日</td> <td>教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>教育課程の実施日以外の預かり保育実施日</td> <td>午前8時30分から午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が預かり保育を実施することが適当でないとする日は、預かり保育を実施しないことができる。</p>	実施日	実施時間	教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで	教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時から午後4時30分まで	実施日	実施時間	教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで	教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時30分から午後4時30分まで
実施日	実施時間																		
教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで																		
教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時から午後4時30分まで																		
実施日	実施時間																		
教育課程の実施日	午前8時から午前8時30分までおよび教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで																		
教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時から午後4時30分まで																		
実施日	実施時間																		
教育課程の実施日	教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分まで																		
教育課程の実施日以外の預かり保育実施日	午前8時30分から午後4時30分まで																		

改正後 (案)	現行
<p>(預かり保育対象者)</p> <p>第5条</p> <p>預かり保育を利用できる子どもの保護者は、次の各号のいずれにも該当すると認められる者とする。</p> <p>(1) 教育課程に係る教育時間終了時に就労その他教育委員会が認める理由により子どもを降園させることができないこと。</p>	<p>(預かり保育対象者)</p> <p>第5条 <u>常時利用預かり保育</u>を利用できる子どもの保護者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。</p> <p>(1) <u>昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</u></p> <p>(2) <u>昼間に居宅内で子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</u></p> <p>(3) <u>出産前2月(出産月を除く。)または出産後6月(出産月を除く。)にあること。</u></p> <p>(4) <u>疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。</u></p> <p>(5) <u>長期にわたり疾病の状態にあり、または精神もしくは身体に障害を有する親族を常時介護していること。</u></p> <p>(6) <u>震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が常時利用預かり保育の利用が必要と認める状態にあること。</u></p> <p>2. <u>日単位利用預かり保育</u>を利用できる子どもの保護者は、次の各号のいずれにも該当すると認められる者とする。</p> <p>(1) 教育課程に係る教育時間終了時に就労その他教育委員会が認める理由により子どもを降園させることができないこと。</p>

改正後 (案)	現行
<p>(2) 預かり保育料の滞納がないこと。</p> <p>(3) 利用定員を超えていないこと。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。</p> <p>(預かり保育の申込み)</p> <p>第6条 預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園預かり保育申込書（別記様式第1号）により利用の申込みをしなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申込みをした者から、審査に必要な限度において書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(2) <u>月の利用回数が次項に規定する日数を超えないこと。</u></p> <p>(3) 預かり保育料の滞納がないこと。</p> <p>(4) 利用定員を超えていないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。</p> <p>3 <u>条例第8条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、12日とする。</u></p> <p>(預かり保育の申込み)</p> <p>第6条 <u>常時利用預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園常時利用預かり保育申込書（別記様式第1号）により利用の申込みをしなければならない。</u></p> <p>2 <u>日単位利用預かり保育を利用しようとする子どもの保護者は、草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育申込書（別記様式第2号）により利用の申込みをしなければならない。</u></p> <p>3 教育委員会は、前2項の規定による申込みをした者から、審査に必要な限度において書類の提出を求めることができる。</p>

改正後 (案)	現行
<p>(預かり保育の承認等)</p> <p>第7条 教育委員会は、預かり保育の利用を承認したときは、草津市立幼稚園預かり保育承認書(別記様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、預かり保育の利用を不承認としたときは、草津市立幼稚園預かり保育不承認に関する通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の第6条および第7条の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手続きその他の行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。</p>	<p>(預かり保育の承認等)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>常時利用</u>預かり保育の利用を承認したときは、草津市立幼稚園<u>常時利用</u>預かり保育承認書(別記様式第3号)により通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、<u>日単位利用</u>預かり保育の利用を承認したときは、草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育承認書(別記様式第4号)により通知するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、<u>常時利用</u>預かり保育の利用を不承認としたときは、草津市立幼稚園<u>常時利用</u>預かり保育不承認に関する通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。</p> <p>第8条 (略)</p>

改正後 (案)

別記様式第1号 (第6条第1項関係)

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 _____ 印

住 所 _____

下記のとおり、預かり保育の利用を申込みます。

子ども	ふりがな	学年	幼児	クラス	組
	氏名	生年月日			
保護者	ふりがな 氏名	続柄	ふりがな 氏名	続柄	
	預かり保育を利用する理由:		預かり保育を利用する理由:		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

現行

別記様式第1号 (第6条第1項関係)

草津市立幼稚園常時利用預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者 氏名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

草津市立 _____ 幼稚園の常時利用預かり保育を利用したいので、次のとおり申込みます。

子ども	ふりがな	学年	幼児	性別	男・女	
	氏名	生年月日				
保護者	ふりがな 氏名	続柄	ふりがな 氏名	続柄		
	(要件)		(要件)			
	(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:		(就労の場合) 名称: 住所: 電話番号:			
	(その他の場合) 状況:		(その他の場合) 状況:			
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業・学校等	緊急時連絡先	備考

備考 1 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

改正後 (案)

様式第2号 (第7条第1項関係)

年 月 日

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育承認書

保護者氏名 _____ 様
 子ども氏名 _____ 様

草津市教育委員会

申込みのあった預かり保育の利用を承認します。
 ただし、以下に掲げる場合は利用できません。

- ・ 教育時間終了時に降園させることができるようになった場合
- ・ 預かり保育料の滞納がある場合
- ・ 利用定員を超えている場合

現行

様式第2号 (第6条第2項関係)

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育申込書

年 月 日

草津市教育委員会 宛

保護者氏名 _____

組 子 ども 氏 名 _____

下記のとおり、日単位利用預かり保育の利用を申込みます。

希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

日単位利用預かり保育希望時間 (おむねの時間を御記入ください。)

登園時間		降園時間	
午前	時 分	午後	時 分

日単位利用預かり保育を希望する理由 (主な理由を御記入ください。)

保護者氏名	子どもとの続柄 ()		子どもとの続柄 ()
就労の都合による場合			
勤務先および 勤務先住所	名称: 住所:	名称: 住所:	
勤務先電話番号			
勤務時間および 就労日数	時 分から 時 分 まで 月あたり日数 日休日	時 分から 時 分 まで 月あたり日数 日休日	
利用施設から 職場までにか かる時間	時間 分	時間 分	
その他の場合			
理由 (具体的 に御記入く ださい。)			
主に送迎する人			

改正後 (案)

現行

様式第3号 (第7条第2項関係)

様式第3号 (第7条第1項関係)

草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育不承認に関する通知書

番 号
年 月 日

年 月 日

草津市立幼稚園常時利用預かり保育承認書

様

様

草津市教育委員会

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

草津市立幼稚園常時利用預かり保育について、次のとおり承認します。

子ども	ふりがな 氏 名	生年月日	
不承認 理由			

子ども	ふりがな 氏 名	性別	男・女
		生年月日	
実施園			
利用 承認期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
承認理由			

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

改正後（案）

現行

様式第4号（第7条第2項関係）

年 月 日

草津市立幼稚園および幼稚園型認定こども園日単位利用預かり保育承諾書

保護者氏名 _____ 様

子ども氏名 _____ 様

草津市教育委員会

申込みのあった日単位利用預かり保育の利用を承諾します。

ただし、以下に掲げる場合は利用できません。

- ・ 保育時間終了時に降園させることができたようになった場合
- ・ 月の利用回数が12日を超える場合
- ・ 預かり保育料の滞納がある場合
- ・ 利用定員を超えている場合

改正後 (案)

現行

様式第5号 (第7条第3項関係)

番 号
年 月 日

草津市立幼稚園常時利用預かり保育不承認に関する通知書

様

草津市教育委員会

申込みのありました草津市立幼稚園常時利用預かり保育について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

子ども	ふりがな 氏 名	性別	男・女
		生年月日	
不承認理 由			

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議第40号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年8月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	柳澤 誓子	公募
	高井 育夫	草津市立草津小学校長
	藤居 朋寛	草津市立玉川中学校長
	市川 嘉重	あゆみこども園長
社会教育の関係者	内田 雪絵	草津市社会教育委員
	山本 美樹	公募
家庭教育の向上に資する活動を行う者	乗越 圭子	草津市PTA連絡協議会委員
	久保 智子	草津市PTA連絡協議会委員
学識経験のある者	岸本 岳文	京都産業大学文化学部教授 (元滋賀県立図書館長)
	高山 茂	立命館大学理工学部教授 (立命館大学図書館副館長)

任期 令和元年9月1日から令和3年8月31日まで

草津市立図書館設置条例(抜粋)

(図書館協議会)

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第41号

草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年8月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めること
について

次の者を、草津市教育振興基本計画策定委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	糸乗 前	滋賀大学教授
P T Aを代表する者	田口 ひろみ	市P T A連絡協議会
学校教育の関係者	中瀬 悟嗣	高穂中学校長
学校教育の関係者	佐々木 昭道	草津幼稚園長
地域住民を代表する者	山本 好男	南笠東学区まちづくり協議会推進委員
社会教育関係団体を代表する者	内田 雪絵	社会教育委員会議
社会教育関係団体を代表する者	湯浅 敦	青少年育成市民会議会長
保育所の関係者	高木 淳善	草津大谷保育園長
公募市民	麻植 美弥子	
公募市民	岡 典子	

任期 委嘱日から答申日まで

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

第4条以降（略）

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育振興基本 計画策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) PTAを代表する者 (3) 学校教育の関係者 (4) 地域住民を代表する者 (5) 社会教育関係団体を代表する者 (6) 保育所関係者 (7) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条に規定する公募により選考する市民（以下「公募市民」という。） (8) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 教育総務課
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
草津市教育振興基本計画策定委員会	委嘱の日から策定した教育振興基本計画案を教育委員会に答申する日まで
(略)	(略)

議第42号

草津市教育振興基本計画（第3期）の策定について草津市教育振興基本計画策
定委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和元年8月23日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育振興基本計画（第3期）の策定について草津市教育振興基本計画策定委員会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

草津市教育振興基本計画（第3期）の策定について草津市教育振興基本計画策定委員会に対し諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

(案)

草教委教総発第 号
令和元年 月 日

草津市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育振興基本計画（第3期）の策定について（諮問）

本市の教育振興に関する基本的な計画である「草津市教育振興基本計画」について、「草津市教育振興基本計画（第3期）」を策定するにあたり、貴委員会の御意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

本市では、教育基本法第17条第2項に基づき、平成22年3月に『子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ』を基本理念と定めた「草津市教育振興基本計画」を策定いたしました。また、平成27年3月には、第1期（平成22年度から平成26年度）を振り返るとともに、平成27年度からの5年間を見据えた「草津市教育振興基本計画（第2期）」を策定し、本市教育の向上に取り組んでまいりました。

今年度、草津市教育振興基本計画（第2期）の策定から5年が経過することから、第2期（平成27年度から令和元年度）の成果と課題などを踏まえたうえで、既に策定がされている国・県の教育振興基本計画（第3期）を参酌しつつ、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）や人生100年時代の到来など、社会情勢の変化を見据えるとともに、第5次草津市総合計画および現在策定が進められている第6次草津市総合計画との整合を図りながら、今後の5年間における本市の教育が目指す方向性および取り組むべき施策を明確にした「草津市教育振興基本計画（第3期）」を策定するにあたり、意見を求めるものです。